

事 務 連 絡
令和元年 9 月 13 日

各区長 様

函南町教育委員会
(生涯学習課)

令和 2 年度コミュニティ施設整備事業費補助金の要望について(お願い)

日頃は、コミュニティ活動の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、生涯学習課ではコミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱に基づき、区が実施するコミュニティ施設（地区集会所、地区集会広場）の整備事業（新築、修繕、耐震診断等）にかかる経費について、予算の範囲内において、補助金を交付しております。

令和 2 年度中にコミュニティ施設整備事業を実施する計画をお持ちの区は、別紙 1 の令和 2 年度コミュニティ施設整備事業費補助金要望書のご提出を下記の期日までにお願ひします。

記

1 提出書類

- (1) 令和 2 年度コミュニティ施設整備事業費補助金要望書（別紙 1）
- (2) 位置図（令和 2 年度コミュニティ施設整備事業費補助金要望書）
(別紙 2 - 1)
- (3) 事業費の見積書の写し（2 者以上）
- (4) 施設の現状が確認できる写真（数枚）

2 提出期限

令和元年 11 月 15 日（金）

3 提出先

函南町教育委員会 生涯学習課（函南町文化センター内）

<お問合せ先>

担 当 函南町教育委員会
生涯学習課 三田
電話番号 055-979-1733

コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱 抄

別表 1

補助の対象		補助率（額）
区 分	要 件	
1 地区集会所の新築又は改築（全面建替えに限る。）の事業（別表2に掲げるものを除く。）に要する経費	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）が1,600万円未満であって、静岡県のコミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱（平成16年3月23日付け市地第572号静岡県総務部長通知。以下「県要綱」という。）の補助対象事業として採択されたとき。	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）の3分の2以内とし、800万円を限度とする。
	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）が1,600万円以上であって、県要綱の補助対象事業として採択されたとき。	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）の2分の1以内とし、5,000万円を限度とする。
	当該事業が県要綱の補助対象事業として採択されなかったとき。	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）の2分の1以内とし、5,000万円を限度とする。
	当該事業に要する経費のうち、事務費、設計費、監理費、測量試験費及び取得単価20万円未満のものであって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている、耐用年数が5年以上のもののうち、地区集会所の新築又は改築（全面建替えに限る。）に際して装備することが適当であるものとして、町長が特に認めた備品の購入費	当該費用の合計額の2分の1以内とする。ただし、上の3欄に記載された限度額に残余分がある場合に限るものとし、その残余の額以内とする。
2 地区集会所の機能を維持し、又は向上させるために行う、増築、改修等の事業（別表2に掲げるものを除	建物の耐震補強の必要性を判断するために建物耐震診断を受診するとき。ただし、当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）が10万円未満である場合には、補助の対象とはならないものとする。	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）の2分の1以内とし、200万円を限度とする。

コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱 抄

く。)に要する経費	建物耐震診断の受診後、必要な耐震補強のための修繕、模様替え等をするとき。ただし、当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）が100万円未満である場合には、補助の対象とはならないものとする。	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）の3分の2以内とし、2,500万円を限度とする。
	耐震診断の受診後、建物の耐震補強のための修繕、模様替え等をするとき。ただし、当該事業に要する経費のうち、事務費、設計費及び監理費	当該費用の合計額の2分の1以内とする。ただし、上の欄に記載の限度額に残余分がある場合に限るものとし、その残余の額以内とする。
	建物の耐震補強のため以外の増築、修繕、模様替え等をするとき。ただし、当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）が10万円未満である場合には、補助の対象とはならないものとする。	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）の2分の1以内とし、500万円を限度とする。
3 地区集会広場の機能を維持し、又は向上させるために行う、改修等の事業に要する経費	改修事業に係る経費。ただし、当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）が10万円未満である場合には、補助の対象とはならないものとする。	当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）の2分の1以内とし、100万円を限度とする。
4 コミュニティ施設整備事業に要する経費の借入金又は自然災害によりコミュニティ施設が被害を受けたときに行う災害復旧事業に要する経費の借入金	当該借入金に係る自己負担利率が年率3.0パーセントを超えるとき。ただし、借入金の額が50万円未満である場合には、補助の対象とはならないものとする。	当該借入金に係る自己負担利率が、年率3.0パーセントになるよう利子補給する。ただし、補給率は年率3.0パーセントを限度とし、利子補給の対象となる借入金の額は、当該事業に要する経費（別表3に掲げるものを除く。）の4分の1以内とし、2,500万円を限度とする。 利子補給の期間は、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して10年間を限度とする。

(注) 補助額のうち1,000円に満たない額は、これを切り捨てるものとする。

コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱 抄

別表 2

補助対象外事業
(1) 国又は県の他の補助制度の対象となっている事業
(2) 他の事業（国、県、町、その他の個人又は法人によるものを含む。）の実施に伴う補償として交付を受けた金銭のみにより、あるいは現物支給の方法により実施する事業
(3) 区の住民が何らの費用負担をしない財源のみにより実施する事業

別表 3

補助対象外経費
(1) 取得単価20万円未満又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数が5年未満の備品の購入費
(2) 用地費及び補償費
(3) 用地造成費
(4) 解体撤去費
(5) 外構工事費
(6) 事務費
(7) 設計費
(8) 監理費
(9) 測量試験費

令和2年度コミュニティ施設整備事業費補助金要望書

提出先	生涯学習課	区名	区	要望順位	
事業の名称					
施設の名称					
施設の位置	函南町				
設置の時期	年 月 設置				
施設の現状					
事業計画の概要					
事業実施予定時期	開始予定年月 令和 年 月				
	完了予定年月 令和 年 月				
総事業費(見込額)					円
総事業費算出内訳					円
					円
					円
					円
					円
					円

令和 年 月 日

区

.....
区長

.....
⑩

位置図 (令和 2 年度コミュニティ施設整備事業費補助金要望書)

提出先	生涯学習課	区名	区	要望順位	
-----	-------	----	---	------	--

添付書類：見積書の写し（2 者以上）

施設の現状が確認できる写真（数枚）

令和2年度コミュニティ施設整備事業費補助金要望書

提出先	生涯学習課	区名	○○区	要望順位	1
事業の名称	○○区集会所 外壁補修工事業				
施設の名称	○○区集会所				
施設の位置	函南町 ○○番地				
設置の時期	昭和○○年○○月 設置				
施設の現状	○○区集会所は、建物の外壁部分の塗装の剥落や部材の損傷が目立つようになってきたため、専門業者に調査を依頼したところ「現状のまま放置しておく、建物の構造部分にまで被害が及ぶ可能性が高く、早急に手当てをすることをお勧めします。」という報告があった。(別添報告書の写しを参照のこと。)				
事業計画の概要	集会所の外壁について、現在の塗装を剥がし、損傷した部材を補修したうえで再度塗装をして仕上げる。				
事業実施予定時期	開始予定年月 令和2年8月 完了予定年月 令和2年12月				
総事業費(見込額)	432,000円				
事業費の算出内訳	外壁補修費				220,000円
	塗装費				140,000円
	その他・諸経費				40,000円
	消費税等				32,000円
	(以下余白)				円
				円	

要望順位を明記してください。

現在の施設の状態(不具合等)について、具体的に記載してください。専門業者の見解等も記載してください。

施設の改修計画を具体的に記載してください。専門業者と改修等の計画について、打合せをしてください。

改修等の事業計画に基づいて、専門業者から総事業費の見積書をもってください。1つの事業計画について複数の専門業者が施工する場合には、すべての専門業者からの見積金額の合計金額を記載してください。

令和元年11月 日

○○区

区長 氏 名 印